

賢い消費者になりましょう！

消費生活相談

◇義援金詐欺

東日本大震災の被災者に対して義援金を募ると偽って自宅を訪問したり、売り上げの一部を被災者に寄付するという勧誘文句でリンゴなどの訪問販売やサケの電話勧誘販売を行ったりする悪質な業者がいます。

これらは『義援金詐欺』の可能性がありますので注意しましょう。

義援金を支払う場合は、募金先の団体名や住所を確認し、信頼できる団体かどうかを慎重に判断してください。

なお、公的機関の職員が義援金募集のために自宅を訪問したり、電話をすることはありません。不審な勧誘を受けた場合は、役場消費生活相談窓口に情報提供をお願いします。



◇ショッピング枠の現金化

法改正により、貸金業者からの借り入れ可能な金額が年収の3分の1以下となり、これを超えて新規で借り入れることができなくなりました。そこで、新たな現金の入手手段として、『クレジットカードのショッピング枠を利用する方法』が問題になっていきます。

これはインターネットで商品を購入した後、その商品を買戻してもらい現金を得る、また、価値のないものを高額で購入し、代金の一部を返金してもらうものです。

一時的に現金を得ても、後日、商品購入に係る代金は支払わなければならず、さらに借金を抱えることになります。

現在、このような方法を勧めてくる悪徳業者が増えていきます。不正使用した場合には、「カード会社から「利用停止」、「残金の一括請求」、「強制退会」などのペナルティを受ける場合があるほか、詐欺罪などに問われる場合があります。



▲カードの不正使用は絶対にやめましょう！
(写真はイメージ)

<消費生活相談窓口>

●役場消費生活相談窓口
(役場町民課内)

Tel 0796・36・1941 (直通)

●たじま消費者ホットライン

Tel 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!